

小田原市新病院開院支援業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、小田原市新病院開院支援業務を委託するにあたり、最も適した候補者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

1 公表日 令和4年3月25日

2 発注者

- (1) 発注者 小田原市立病院
(2) 事務局 病院再整備課 再整備係
住所 〒250-8558 神奈川県小田原市久野 46 番地
電話番号 0465-34-3175 (内 3611)
メールアドレス saisei@city.odawara.kanagawa.jp

3 業務概要

- (1) 件名 小田原市新病院開院支援業務
(2) 業務場所 小田原市久野 46 番地
(3) 業務目的 本業務は、小田原市立病院が実施する新病院建設事業に関して、スムーズな開院と開院後の安定した病院運営及び健全な経営の実現を図るため、設計・施工・開院準備の各段階で必要となる医療機器・什器・備品整備支援、医療情報システム整備支援、物流管理システム整備支援、外部委託化支援、運営・開院準備支援、移転業務支援等を行うものである。
(4) 業務内容 仕様書のとおり
(5) 業務期間 契約締結日から令和8（2026）年7月末日まで
(6) 事業費上限額 68,800,000 円（税込）

4 スケジュール

公表日	令和4年3月25日（金）
質問提出期限	令和4年4月4日（月）17時まで
質問回答期限（予定）	令和4年4月8日（金）
参加申込書の提出期限	令和4年4月15日（金）17時まで
参加資格結果通知期限（予定）	令和4年4月19日（火）
企画提案書等の提出期限	令和4年4月27日（水）17時まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和4年5月12日（木）ごろ
審査結果通知	令和4年5月13日（金）ごろ
契約締結	令和4年5月20日（金）ごろ

※ 現場説明会は行わない。建設予定地等を見学する場合は、2（2）事務局へ事前に連絡すること。また、写真撮影等を行う場合も含め来院者等への配慮に努めること。

5 参加資格等

(1) 提案参加者の資格等

次の各要件を全て満たすこと。

- ① 小田原市契約規則（昭和 39 年 6 月 1 日規則第 22 号）第 5 条の規定に該当する者であること。

小田原市契約規則

第 5 条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 4 に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

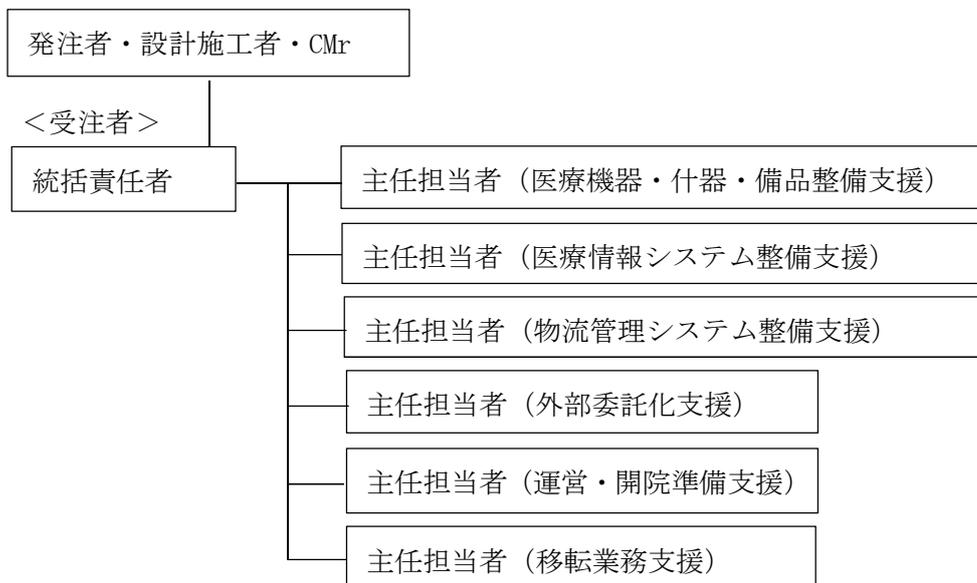
- (1) 引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- (2) 小田原市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (3) 令第 167 条の 5 第 1 項の規定により定める資格を有する者であること。

- ② 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の選定が終了する日までの期間に、「小田原市工事等入札参加者の指名停止等措置要領」に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ③ 該当業務に係る業種について、令和 3・4 年度小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、当該名簿に未だ登録されていないが、参加資格確認申請書の提出日において、該当業務に係る営業項目において現に申し込み中である場合はこの限りでない。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた小田原市における一般競争参加者資格を有すること。
- ⑤ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑥ 小田原市新病院開院支援業務委託事業者選定委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。
- ⑦ 本事業に係る別途業務の受託者である株式会社山下 PMC、株式会社竹中工務店、内藤建築事務所（以下、「別途業務受託者」という。）又は別途業務受託者と次の資本人事関係において関連がある者でないこと。
 - ア 別途業務受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしていること。
 - イ 代表権を有する役員が別途業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。
- ⑧ 病院、設計施工者、医療情報システムベンダー等との調整の際、必要に応じて次の資格を持つ者を配置できること。
 - ア 一般社団法人日本医療情報学会が認定する医療情報技師
 - イ 一級建築士
 - ウ 診療放射線技師又は臨床検査技師

- ⑨ 本業務の同種業務を元請として受注し、かつ、契約履行が完了した実績を有する者であること。
- ⑩ 本業務を総括的に管理する責任者（以下「統括責任者」という。）を配置できること。
- ⑪ 分担業務分野の主任担当者を配置できること。
- ※ 同種業務とは、2012年4月1日以降、許可病床数が300床以上の、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の新築に係る医療機器・什器・備品整備支援、医療情報システム整備支援、物流管理システム整備支援、外部委託化支援、運営・開院準備支援及び移転支援の各業務内容を含んだ開院支援業務をいう。（全ての業務内容を一括して受注した場合のほか、各業務内容を元請として受注している場合も含む。）

（２）配置予定責任者の資格等

各業務の実施体制（参考イメージ図）を下図に示す。



配置予定責任者は次の各要件を満たすこと。

- ① 統括責任者
 - ア 同種業務に関して、統括責任者として契約履行が完了した1件以上の実務経験を有すること。
 - イ 専任であること。
 - ウ 提案参加者の組織に所属している者であること。
- ② 主任担当者
 - ア 主任する業務に関して、統括責任者又は主任担当者として契約履行が完了した1件以上の実務経験を有すること。他の分担業務分野の主任担当者を兼ねることができる。
 - イ 専任であること。
 - ウ 提案参加者の組織に所属している者であること。

- ③ 提出資料に記載した配置予定責任者の変更は、原則認めない。ただし、発注者がやむを得ないものとして、承認した場合を除く。

6 質問書の提出

実施要領等に関する質問があるときは、次による。

- (1) 提出期限 令和4年4月4日(月)17時まで
- (2) 提出方法 2(2)事務局メールアドレスに**質問書**(様式1)によりMicrosoft Excel形式で提出すること。件名は、「【会社名】小田原市新病院開院支援業務プロポーザル(質問書)」とすること。
- (3) 回答方法 令和4年4月8日(金)(予定)までに、小田原市立病院ホームページに公開する。

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式2)
- ② 会社概要(様式3)
- ③ 実績等調書(様式4)
- ④ 統括責任者の実績等調書(様式5)
- ⑤ 主任担当者の実績等調書(様式6)
- ⑥ 小田原市競争入札の参加資格者名簿に未だ登録されていない者は、「競争入札参加資格認定申請に関する資料」の写し

(2) 提出期限 令和4年4月15日(金)17時まで

(3) 提出先 2(2)事務局に同じ(土・日・祝日は受け付けない)

(4) 提出方法 持参、郵送(書類書留に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。)による。(封筒に「小田原市新病院開院支援プロポーザル参加申込書在中」と朱書きにより明記すること。)

(5) 提出部数 正1部(同内容の電子ファイル1部(CD-R等の記録用メディア媒体。PDFファイル形式。契約書等はスキャナー等で読み込み本文に貼り付け。ウイルス対策を実施すること。)、写し10部

(6) 結果通知 令和4年4月19日(火)までに電子メールにて通知する。

(7) その他 参加資格を満たさない旨の通知を受けた者は、理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができるので、令和4年4月22日(金)17時までに、2(2)事務局宛に、持参、郵送又は託送により提出すること。回答は、提出期限日から3日以内(土・日・祝日を除く。)に書面を郵送する。

参加資格を満たす者が5者を超えた場合には、配置予定責任者の実績を評価し、評価の高い者から5者程度を企画提案書の提出者として選定する場合がある。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書等提出届 (様式7)

② 企画提案書 (様式8-1、様式8-2)

企画提案書は、「小田原市新病院建設基本計画記載の関連個別計画等」「設計施工者の提案概要」「スケジュール」等を踏まえ、提案参加者が独自に持つノウハウを大いに駆使し記載すること。

企画提案書の評価テーマは、次のとおりとする。

ア 本業務の実施方針の提案

イ 医療機器・什器・備品整備支援の作業内容、手順等の提案

ウ 医療情報システム整備支援の作業内容、手順等の提案

エ 物流管理システム整備支援の作業内容、手順等の提案

オ 外部委託化支援の作業内容、手順等の提案

カ 運営・開院準備支援の作業内容、手順等の提案

キ 移転業務支援の作業内容、手順等の提案

文字サイズは、10.5ポイント以上(図表中除く。)とすること。

全体の枚数は、A3判片面で4枚(ア:1枚、イ~キ:3枚)とすること。

企画提案書には、会社名、ロゴマーク等、提案参加者を特定できる表現は記載しないこと。

③ 提案見積書 (様式9)

(2) 提出期限 令和4年4月27日(水)17時まで

※ 提出期限までに企画提案書等を提出しない者は、参加を辞退したものとみなす。

(3) 提出先 2(2)事務局に同じ(土・日・祝は受け付けない)

(4) 提出方法 持参、郵送又は託送による。(封筒に「小田原市新病院開院支援プロポーザル企画提案書在中」と朱書きにより明記すること。)

(5) 提出部数 様式7は正1部。様式8-1、様式8-2は正10部。同内容の電子ファイル1部(CD-R等の記録用メディア媒体。PDFファイル形式。ウイルス対策を実施すること。)

9 審査

審査は、発注者が組織する「小田原市新病院開院支援業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において行う。

提案参加者は、選定委員に提案内容の理解をより深めてもらうためにプレゼンテーションを行い、その後、選定委員からのヒアリングを受ける。なお、パワーポイント等によるスライドの使用は認めるが、その内容は、企画提案書の内容のみ表現したものに限定する。

選定委員会は、企画提案書等に対し、選定委員会が定める「別添 優先交渉権者選定基準」に基づいて審査し、最も優れた提案をした者(優先交渉権者)と次点者を選定する。

(1) 実施日 令和4年5月12日(木)ごろ ※詳細は後日個別に通知する。

- (2) **実施場所** 小田原市立病院（予定） ※詳細は後日個別に通知する。
- (3) **参加人数** 提案参加者に所属する者で、5名以内とする。統括責任者及び主任担当者は出席すること。
- (4) **結果通知** 令和4年5月13日（金）ごろ、提案参加者に郵送する。
- (5) **結果公表** 小田原市立病院ホームページで、各提案参加者の総合評価点及び優先交渉権者・次点者の名称を公表する。
- (6) **その他** 優先交渉権者に選定されなかった旨の通知を受けた者は、理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができるので、令和4年5月19日（木）17時までに、2（2）事務局宛てに、持参、郵送または託送により提出すること。回答は、提出期限日から10日以内に書面を郵送する。

10 企画提案等の無効

提出された書類が次のいずれかに該当する場合は、その者の企画提案は無効とする。

- ア 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- イ 提出書類と無関係な書類である場合
- ウ 白紙である場合
- エ 発注者名、発注案件名、提案参加者名に誤りがある場合
- オ 実施要領等に指示された項目を満たしていない場合
- カ 虚偽の記載がある場合
- キ 提案見積書に記載する価格が事業費上限額を上回った場合
- ク その他、未提出又は不備がある場合

11 契約の締結

- (1) 病院事業管理者は、選定委員会が選定した優先交渉権者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者として採用された場合は、提出された企画提案書及び提案見積書の価格をもとに、業務委託契約のための仕様確認等の協議を発注者で行うため、改めて見積書を提出すること。
- (3) 見積の金額は、原則、プロポーザル提案時の見積額の範囲内とする。なお、協議が整わない場合、また、契約締結までに優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、次点者と協議し、契約交渉を行う。
- (4) 企画提案書に記載された事項が履行できなかった場合は、協議の上契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

12 留意事項

- (1) プロポーザルに関する書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリングの参加に係る費用は、すべて提案参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返還しない。なお、提出書類は、優先交渉権者等の選定以外に提案参加者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案書等の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく、公表、使用

してはならない。

- (4) 提案参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (5) 提出書類の修正、再提出はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、発注者が修正を認めた場合はこの限りでない。
- (6) 提出書類に記載した配置予定責任者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認める場合を除き、変更できない。ただし、発注者が、当該業務の担当者を不適切と判断したときは、受注者と協議の上、担当者の変更を要請する場合がある。
- (7) 業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- (8) 企画提案書の内容は、仕様書の一部として扱う。
- (9) 正常な執行が見込めない等の行為をした者又は当該行為をするおそれがあると認められる者は、参加を認めないことがある。
- (10) 提案参加者は、受注者決定後において、実施要領、仕様書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (11) 受注者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、当院が新病院開院までの期間に実施する納品場所を新病院とする医療機器等及び医療情報システム等の売買契約及び賃貸借契約の入札等に参加することはできない。
 - ① 資本関係とは、親会社（会社法（平成17年施行第86号）第2条第4号。以下同じ。）と子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合、及び親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
 - ② 人的関係とは、一方の会社の役員が他の役員を現に兼ねている場合、一方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を兼ねている場合をいう。
- (12) 辞退する場合は、参加辞退届（様式自由）を提出すること。
- (13) 本手続において使用する言語は日本語、通貨単位は円に限る。

優先交渉権者選定基準

1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

本選定基準は、発注者が小田原市新病院開院支援業務の優先交渉権者を選定するに当たって、最も優れた者を選定するための判断基準等を示したものである。

2 基本的な考え方

本業務は、民間における高度な能力及び実績を活用する必要があるため、優先交渉権者の選定は、「企画提案」及び「実績」並びに「価格」について総合的に評価を行う。

発注者は、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。総合評価点が最も高い者が2以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。

3 選定委員会の設置

発注者は、企画提案書の内容の審査等に関して、「小田原市新病院開院支援業務委託事業者選定委員会」を設置する。（「小田原市新病院開院支援業務委託事業者選定委員会設置要領」参照）

4 評価の方法

評価項目、判断基準並びに配点については、図表1「評価基準」に示す。

事務局は、「実績」及び「価格」について、提出された書類の内容について確認し、判断基準に従って得点を付与する。

選定委員は、企画提案書の内容及びヒアリング結果により、判断基準及び図表2「得点化基準」に従って得点を付与する。配点ごとに選定委員の平均点を算出し、選定委員会の評価点とする。平均点を算出する際の有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。各選定委員の審査内容は公表しない。

図表 1 評価基準

評価項目	着目点	判断基準	配点	枚数
技術力	2012年4月1日以降に契約履行が完了した同種業務の実績	統括責任者の同種業務の実績とする 1件3点とする。3件を上限とする	9点	—
		分担業務分野（6分野）毎の主任技術者の当該分担業務の実績とする 1件1点とする。3件を上限とする。	各3点 計18点	—
価格	—	価格点＝10×（提案参加者の最低価格／当該提案参加者の価格） 提案見積書に記載する価格（税込み）が事業費上限額を上回った場合は失格とする	10点	—
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性	7点	1枚
	実施方針の的確性・実現性	業務への取組体制、担当チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する業務上の配慮事項等（評価テーマの内容は除く。）について、的確性・実現性を総合的に判断する。 ヒアリング等を通じた病院関係者との合意形成能力、柔軟な対応力や調整力のほか、市内事業者の活用についても評価する。	14点	
	評価テーマ（イ～キ）に対する企画提案の的確性、実現性	設定したテーマ（イ～キ）に対する企画提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して提案ごとに総合的に判断する。 適切な課題設定とその解決に向けた有用な考え方・手法・アイデアを高く評価する。 評価テーマごとに作成（記載量は任意）すること。	各7点 計42点	3枚
総合評価点			100点	

図表 2 得点化基準

評価	評価の意味	得点化方法
A	極めて良好・極めて高い	配点×1.0
B	良好・高い	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや不十分・やや低い	配点×0.4
E	不十分・低い	配点×0